

○茅野市地区コミュニティセンター管理規則

昭和56年12月1日

規則第18号

改正 平成9年3月28日規則第4号

平成16年3月30日規則第1号

平成17年3月30日規則第5号

令和3年5月28日規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、茅野市地区コミュニティセンター条例(平成17年茅野市条例第1号。以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、茅野市地区コミュニティセンター(以下「センター」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理)

第2条 センターは、地区住民の自主的な活動のための会議、集会その他文化的活動等住民のひろばとして広く利用できるよう管理しなければならない。

(職員)

第3条 センターに所長のほか、必要な職員を置く。

(使用時間等)

第4条 センターの使用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、所長が特に必要があると認めた場合は、変更することができる。

(休館日)

第5条 センターは、休館日を設けない。ただし、市長は施設の管理上その他やむを得ない事情により必要と認めたときは、臨時に休館日を定めることができる。

(使用申請)

第6条 センターを使用しようとする者は、地区コミュニティセンター使用申請書(様式第1号)を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

(使用許可)

第7条 市長は、使用の許可をしたときは、地区コミュニティセンター使用許可書(様式第2号)を交付するものとする。

(使用申請等の特例)

第8条 第5条及び第6条の規定にかかわらず、条例第6条第1項の活動で使用する場合は、別に定める方法によるものとする。

(使用料の納付)

第9条 条例第6条の規定により使用料は、使用開始時までには納付しなければならない。

(使用料の減免)

第10条 条例第7条の規定により使用料の減免を申請しようとする者は、地区コミュニティセンター使用料減免申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(使用の取消し等)

第11条 所長は、使用者の行為が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

(1) 条例第5条第2項各号の規定に違反したとき。

(2) 使用の許可の際に付した条件に違反したとき。

(原状回復義務等)

第12条 使用者は、センターの使用を終えたときは、速やかに清掃等原状に回復しなければならない。前条の規定により使用の許可を取り消され、又は停止されたときも同様とする。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和56年12月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月28日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年3月30日規則第1号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月30日規則第5号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年5月28日規則第16号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に存するこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

様式略